

議案第103号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成28年12月8日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成１２年墨田区教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「１００分の８５」を「１００分の９５」に、「１００分の１０５」を「１００分の１１５」に改め、同項第２号中「１００分の４０」を「１００分の４５」に、「１００分の５０」を「１００分の５５」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、平成２８年１２月１日から適用する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の95</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>） (2) 再任用職員 <u>100分の45</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の55</u>） 2・3 〔略〕	〔同左〕 第4条 〔同左〕 (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の85</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の105</u>） (2) 再任用職員 <u>100分の40</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の50</u>） 2・3 〔略〕

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。

議案第104号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成28年12月8日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成１２年墨田区教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

別表第３を次のように改める。

昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
号給	２級	３級	４級
１	１	１	１
２	１	１	１
３	１	１	１
４	１	１	１
５	１	１	１
６	１	１	１
７	１	１	１
８	１	１	１
９	１	１	１
１０	１	１	１
１１	１	１	１
１２	１	１	１
１３	１	１	１
１４	１	１	２
１５	１	１	３
１６	１	１	４
１７	１	１	５
１８	１	２	６
１９	１	３	７

2 0	1	4	8
2 1	1	5	9
2 2	1	6	1 0
2 3	1	7	1 1
2 4	1	8	1 2
2 5	1	9	1 3
2 6	1	1 0	1 4
2 7	1	1 1	1 5
2 8	1	1 2	1 6
2 9	1	1 3	1 7
3 0	1	1 4	1 8
3 1	1	1 5	1 9
3 2	1	1 6	2 0
3 3	1	1 7	2 1
3 4	1	1 8	2 2
3 5	1	1 9	2 3
3 6	1	2 0	2 4
3 7	1	2 1	2 5
3 8	1	2 2	2 6
3 9	1	2 3	2 7
4 0	1	2 4	2 8
4 1	1	2 5	2 9
4 2	2	2 6	3 0
4 3	3	2 7	3 1
4 4	4	2 8	3 2
4 5	5	2 9	3 3
4 6	6	3 0	3 4

4 7	7	3 1	3 5
4 8	8	3 2	3 6
4 9	9	3 3	3 7
5 0	1 0	3 4	3 8
5 1	1 1	3 5	3 9
5 2	1 2	3 6	4 0
5 3	1 3	3 7	4 1
5 4	1 4	3 8	4 2
5 5	1 5	3 9	4 3
5 6	1 6	4 0	4 4
5 7	1 7	4 1	4 5
5 8	1 8	4 1	4 5
5 9	1 9	4 2	4 6
6 0	2 0	4 2	4 6
6 1	2 1	4 3	4 7
6 2	2 2	4 3	4 7
6 3	2 3	4 4	4 8
6 4	2 4	4 4	4 8
6 5	2 5	4 5	4 9
6 6	2 6	4 6	5 0
6 7	2 7	4 7	5 1
6 8	2 8	4 8	5 2
6 9	2 9	4 9	5 3
7 0	3 0	4 9	5 3
7 1	3 1	5 0	5 4
7 2	3 2	5 0	5 4
7 3	3 3	5 1	5 5

7 4	3 4	5 1	5 5
7 5	3 5	5 2	5 6
7 6	3 6	5 2	5 6
7 7	3 7	5 3	5 7
7 8	3 8	5 4	5 8
7 9	3 9	5 5	5 9
8 0	4 0	5 6	6 0
8 1	4 1	5 7	6 1
8 2	4 2	5 8	6 2
8 3	4 3	5 9	6 3
8 4	4 4	6 0	6 4
8 5	4 5	6 1	6 5
8 6	4 6	6 1	6 6
8 7	4 7	6 2	6 7
8 8	4 8	6 2	6 8
8 9	4 9	6 3	6 9
9 0	5 0	6 3	7 0
9 1	5 1	6 4	7 1
9 2	5 2	6 4	7 2
9 3	5 3	6 5	7 3
9 4	5 4	6 6	7 4
9 5	5 5	6 7	7 5
9 6	5 6	6 8	7 6
9 7	5 7	6 9	7 7
9 8	5 8	7 0	7 7
9 9	5 9	7 1	7 8
1 0 0	6 0	7 2	7 8

1 0 1	6 1	7 3	7 9
1 0 2	6 1	7 3	7 9
1 0 3	6 2	7 4	8 0
1 0 4	6 2	7 4	8 0
1 0 5	6 3	7 5	8 1
1 0 6	6 3	7 5	8 2
1 0 7	6 4	7 6	8 3
1 0 8	6 4	7 6	8 4
1 0 9	6 5	7 7	8 5
1 1 0	6 5	7 8	8 6
1 1 1	6 6	7 9	8 7
1 1 2	6 6	8 0	8 8
1 1 3	6 7	8 1	8 9
1 1 4	6 7	8 2	
1 1 5	6 8	8 3	
1 1 6	6 8	8 4	
1 1 7	6 9	8 5	
1 1 8	6 9	8 6	
1 1 9	7 0	8 7	
1 2 0	7 0	8 8	
1 2 1	7 1	8 9	
1 2 2	7 1	8 9	
1 2 3	7 2	9 0	
1 2 4	7 2	9 0	
1 2 5	7 3	9 1	
1 2 6	7 3	9 1	
1 2 7	7 4	9 2	

1 2 8	7 4	9 2	
1 2 9	7 5	9 3	
1 3 0	7 5		
1 3 1	7 6		
1 3 2	7 6		
1 3 3	7 7		
1 3 4	7 7		
1 3 5	7 8		
1 3 6	7 8		
1 3 7	7 9		
1 3 8	7 9		
1 3 9	8 0		
1 4 0	8 0		
1 4 1	8 1		
1 4 2	8 1		
1 4 3	8 2		
1 4 4	8 2		
1 4 5	8 3		
1 4 6	8 3		
1 4 7	8 4		
1 4 8	8 4		
1 4 9	8 5		
1 5 0	8 5		
1 5 1	8 6		
1 5 2	8 6		
1 5 3	8 7		
1 5 4	8 7		

1 5 5	8 8		
1 5 6	8 8		
1 5 7	8 9		
1 5 8	9 0		
1 5 9	9 1		
1 6 0	9 2		
1 6 1	9 3		
1 6 2	9 3		
1 6 3	9 4		
1 6 4	9 4		
1 6 5	9 5		
1 6 6	9 5		
1 6 7	9 6		
1 6 8	9 6		
1 6 9	9 7		

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（案）
新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第3 昇格時対応号給表				別表第3 昇格時対応号給表			
昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
号給	2 級	3 級	4 級	号給	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	2	1	1	1
3	1	1	1	3	1	1	1
4	1	1	1	4	1	1	1
5	1	1	1	5	1	1	1
6	1	1	1	6	1	1	1
7	1	1	1	7	1	1	1
8	1	1	1	8	1	1	1
9	1	1	1	9	1	1	1
1 0	1	1	1	1 0	1	1	1
1 1	1	1	1	1 1	1	1	1
1 2	1	1	1	1 2	1	1	1
1 3	1	1	1	1 3	1	1	1
1 4	1	1	2	1 4	1	1	2
1 5	1	1	3	1 5	1	1	3
1 6	1	1	4	1 6	1	1	4
1 7	1	1	5	1 7	1	1	5
1 8	1	2	6	1 8	1	2	6
1 9	1	3	7	1 9	1	3	7
2 0	1	4	8	2 0	1	4	8
2 1	1	5	9	2 1	1	5	9
2 2	1	6	1 0	2 2	1	6	1 0
2 3	1	7	1 1	2 3	1	7	1 1
2 4	1	8	1 2	2 4	1	8	1 2
2 5	1	9	1 3	2 5	1	9	1 3
2 6	1	1 0	1 4	2 6	1	1 0	1 4
2 7	1	1 1	1 5	2 7	1	1 1	1 5
2 8	1	1 2	1 6	2 8	1	1 2	1 6
2 9	1	1 3	1 7	2 9	1	1 3	1 7
3 0	1	1 4	1 8	3 0	1	1 4	1 8

3 1	1	1 5	1 9	3 1	1	1 5	1 9
3 2	1	1 6	2 0	3 2	1	1 6	2 0
3 3	1	1 7	2 1	3 3	1	1 7	2 1
3 4	1	1 8	2 2	3 4	1	1 8	2 2
3 5	1	1 9	2 3	3 5	1	1 9	2 3
3 6	1	2 0	2 4	3 6	1	2 0	2 4
3 7	1	2 1	2 5	3 7	1	2 1	2 5
3 8	1	2 2	2 6	3 8	1	2 2	2 6
3 9	1	2 3	2 7	3 9	1	2 3	2 7
4 0	1	2 4	2 8	4 0	1	2 4	2 8
4 1	1	2 5	2 9	4 1	1	2 5	2 9
4 2	2	2 6	3 0	4 2	2	2 6	3 0
4 3	3	2 7	3 1	4 3	3	2 7	3 1
4 4	4	2 8	3 2	4 4	4	2 8	3 2
4 5	5	2 9	3 3	4 5	5	2 9	3 3
4 6	6	3 0	3 4	4 6	6	3 0	3 4
4 7	7	3 1	3 5	4 7	7	3 1	3 5
4 8	8	3 2	3 6	4 8	8	3 2	3 6
4 9	9	3 3	3 7	4 9	9	3 3	3 7
5 0	1 0	3 4	3 8	5 0	1 0	3 4	3 8
5 1	1 1	3 5	3 9	5 1	1 1	3 5	3 9
5 2	1 2	3 6	4 0	5 2	1 2	3 6	4 0
5 3	1 3	3 7	4 1	5 3	1 3	3 7	4 1
5 4	1 4	3 8	4 2	5 4	1 4	3 8	4 2
5 5	1 5	3 9	4 3	5 5	1 5	3 9	4 3
5 6	1 6	4 0	4 4	5 6	1 6	4 0	4 4
5 7	1 7	4 1	4 5	5 7	1 7	4 1	4 5
5 8	1 8	4 1	4 5	5 8	1 8	4 1	4 5
5 9	1 9	4 2	4 6	5 9	1 9	4 2	4 6
6 0	2 0	4 2	4 6	6 0	2 0	4 2	4 6
6 1	2 1	4 3	4 7	6 1	2 1	4 3	4 7
6 2	2 2	4 3	4 7	6 2	2 2	4 3	4 7
6 3	2 3	4 4	4 8	6 3	2 3	4 4	4 8
6 4	2 4	4 4	4 8	6 4	2 4	4 4	4 8
6 5	2 5	4 5	4 9	6 5	2 5	4 5	4 9
6 6	2 6	4 6	5 0	6 6	2 6	4 6	5 0
6 7	2 7	4 7	5 1	6 7	2 7	4 7	5 1
6 8	2 8	4 8	5 2	6 8	2 8	4 8	5 2
6 9	2 9	4 9	5 3	6 9	2 9	4 9	5 3
7 0	3 0	4 9	5 3	7 0	3 0	5 0	5 4
7 1	3 1	5 0	5 4	7 1	3 1	5 1	5 5

7 2	3 2	5 0	5 4	7 2	3 2	5 2	5 6
7 3	3 3	5 1	5 5	7 3	3 3	5 3	5 7
7 4	3 4	5 1	5 5	7 4	3 4	5 3	5 8
7 5	3 5	5 2	5 6	7 5	3 5	5 4	5 9
7 6	3 6	5 2	5 6	7 6	3 6	5 4	6 0
7 7	3 7	5 3	5 7	7 7	3 7	5 5	6 1
7 8	3 8	5 4	5 8	7 8	3 8	5 5	6 1
7 9	3 9	5 5	5 9	7 9	3 9	5 6	6 2
8 0	4 0	5 6	6 0	8 0	4 0	5 6	6 2
8 1	4 1	5 7	6 1	8 1	4 1	5 7	6 3
8 2	4 2	5 8	6 2	8 2	4 2	5 8	6 3
8 3	4 3	5 9	6 3	8 3	4 3	5 9	6 4
8 4	4 4	6 0	6 4	8 4	4 4	6 0	6 4
8 5	4 5	6 1	6 5	8 5	4 5	6 1	6 5
8 6	4 6	6 1	6 6	8 6	4 6	6 1	6 6
8 7	4 7	6 2	6 7	8 7	4 7	6 2	6 7
8 8	4 8	6 2	6 8	8 8	4 8	6 2	6 8
8 9	4 9	6 3	6 9	8 9	4 9	6 3	6 9
9 0	5 0	6 3	7 0	9 0	5 0	6 3	7 0
9 1	5 1	6 4	7 1	9 1	5 1	6 4	7 1
9 2	5 2	6 4	7 2	9 2	5 2	6 4	7 2
9 3	5 3	6 5	7 3	9 3	5 3	6 5	7 3
9 4	5 4	6 6	7 4	9 4	5 4	6 6	7 4
9 5	5 5	6 7	7 5	9 5	5 5	6 7	7 5
9 6	5 6	6 8	7 6	9 6	5 6	6 8	7 6
9 7	5 7	6 9	7 7	9 7	5 7	6 9	7 7
9 8	5 8	7 0	7 7	9 8	5 8	7 0	7 8
9 9	5 9	7 1	7 8	9 9	5 9	7 1	7 9
1 0 0	6 0	7 2	7 8	1 0 0	6 0	7 2	8 0
1 0 1	6 1	7 3	7 9	1 0 1	6 1	7 3	8 1
1 0 2	6 1	7 3	7 9	1 0 2	6 1	7 4	8 1
1 0 3	6 2	7 4	8 0	1 0 3	6 2	7 5	8 2
1 0 4	6 2	7 4	8 0	1 0 4	6 2	7 6	8 2
1 0 5	6 3	7 5	8 1	1 0 5	6 3	7 7	8 3
1 0 6	6 3	7 5	8 2	1 0 6	6 3	7 7	8 3
1 0 7	6 4	7 6	8 3	1 0 7	6 4	7 8	8 4
1 0 8	6 4	7 6	8 4	1 0 8	6 4	7 8	8 4
1 0 9	6 5	7 7	8 5	1 0 9	6 5	7 9	8 5
1 1 0	6 5	7 8	8 6	1 1 0	6 5	7 9	8 6
1 1 1	6 6	7 9	8 7	1 1 1	6 6	8 0	8 7
1 1 2	6 6	8 0	8 8	1 1 2	6 6	8 0	8 8

1 1 3	6 7	8 1	8 9	1 1 3	6 7	8 1	8 9
1 1 4	6 7	8 2		1 1 4	6 7	8 2	
1 1 5	6 8	8 3		1 1 5	6 8	8 3	
1 1 6	6 8	8 4		1 1 6	6 8	8 4	
1 1 7	6 9	8 5		1 1 7	6 9	8 5	
1 1 8	6 9	8 6		1 1 8	6 9	8 6	
1 1 9	7 0	8 7		1 1 9	7 0	8 7	
1 2 0	7 0	8 8		1 2 0	7 0	8 8	
1 2 1	7 1	8 9		1 2 1	7 1	8 9	
1 2 2	7 1	8 9		1 2 2	7 1	9 0	
1 2 3	7 2	9 0		1 2 3	7 2	9 1	
1 2 4	7 2	9 0		1 2 4	7 2	9 2	
1 2 5	7 3	9 1		1 2 5	7 3	9 3	
1 2 6	7 3	9 1		1 2 6	7 3	9 3	
1 2 7	7 4	9 2		1 2 7	7 4	9 4	
1 2 8	7 4	9 2		1 2 8	7 4	9 4	
1 2 9	7 5	9 3		1 2 9	7 5	9 5	
1 3 0	7 5			1 3 0	7 5		
1 3 1	7 6			1 3 1	7 6		
1 3 2	7 6			1 3 2	7 6		
1 3 3	7 7			1 3 3	7 7		
1 3 4	7 7			1 3 4	7 7		
1 3 5	7 8			1 3 5	7 8		
1 3 6	7 8			1 3 6	7 8		
1 3 7	7 9			1 3 7	7 9		
1 3 8	7 9			1 3 8	7 9		
1 3 9	8 0			1 3 9	8 0		
1 4 0	8 0			1 4 0	8 0		
1 4 1	8 1			1 4 1	8 1		
1 4 2	8 1			1 4 2	8 1		
1 4 3	8 2			1 4 3	8 2		
1 4 4	8 2			1 4 4	8 2		
1 4 5	8 3			1 4 5	8 3		
1 4 6	8 3			1 4 6	8 3		
1 4 7	8 4			1 4 7	8 4		
1 4 8	8 4			1 4 8	8 4		
1 4 9	8 5			1 4 9	8 5		
1 5 0	8 5			1 5 0	8 5		
1 5 1	8 6			1 5 1	8 6		
1 5 2	8 6			1 5 2	8 6		
1 5 3	8 7			1 5 3	8 7		

1 5 4	8 7			1 5 4	8 7		
1 5 5	8 8			1 5 5	8 8		
1 5 6	8 8			1 5 6	8 8		
1 5 7	8 9			1 5 7	8 9		
1 5 8	9 0			1 5 8	9 0		
1 5 9	9 1			1 5 9	9 1		
1 6 0	9 2			1 6 0	9 2		
1 6 1	9 3			1 6 1	9 3		
1 6 2	9 3			1 6 2	9 3		
1 6 3	9 4			1 6 3	9 4		
1 6 4	9 4			1 6 4	9 4		
1 6 5	9 5			1 6 5	9 5		
1 6 6	9 5			1 6 6	9 5		
1 6 7	9 6			1 6 7	9 6		
1 6 8	9 6			1 6 8	9 6		
1 6 9	9 7			1 6 9	9 7		

付 則

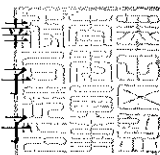
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。



28 墨監第146号
平成28年11月22日

墨田区教育委員会教育長
加藤 裕之 様

墨田区監査委員 板 橋 秀 幸
同 福 島 優 子
同 千 野 美智子



平成28年度財政援助団体等監査の結果に基づき区長等が講じた措置の
公表について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり
措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法
墨田区告示式による。
- 2 公表日
平成28年11月22日
- 3 公表文
別紙のとおり





墨田区監査委員公告第 5 号

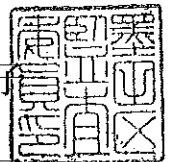
平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により公表する。

平成 28 年 11 月 22 日

墨田区監査委員 板 橋 秀 幸

同 福 島 優 子

同 千 野 美智子



28 墨総総第 914 号

平成 28 年 10 月 28 日

墨田区代表監査委員

板 橋 秀 幸 様

墨田区長

山本

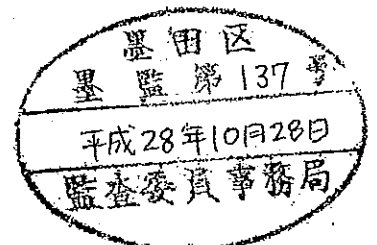


平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について (通知)

平成 28 年 9 月 21 日付け、28 墨監第 109 号「平成 28 年度財政援助団体等監査の結果の取扱いについて (通知)」による指摘事項及び監査委員意見に対して、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

【担当】

総務部総務課庶務係 鈴木 内 3802



平成28年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
指定管理者が自主事業で設置した自動販売機の稼働に係る電気料金については、指定管理者制度導入施設における自動販売機設置のガイドライン(平成25年8月19日付け25墨企企第193号通知)において指定管理者が負担することとなっているが、指定管理料から支払われていた。(住友不動産エスフォルタ・住友不動産建物サービス・アズビル共同企業体 区民活動推進課)	平成26年度及び平成27年度の自動販売機に係る電気料金については、平成28年度において、指定業務に係る経費から自主事業に係る経費へ振り替えた上で指定管理者の負担として精算する。 (電気料金662,674円) 今後はこのようなことがないよう徹底する。

平成28年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監査結果の内容	措置内容
ア 指定管理者制度について (ア) 施設の管理運営状況の確認について 平成15年の地方自治法の一部改正で指定管理者制度が創設されて以来、区でも当制度による公の施設の管理運営は年々増加しており、平成27年4月には67施設となっている。指定管理者を更替している施設や、新たに制度を導入する施設が数あることから、当制度が一定の評価を得て、定着してきているものと言える。 指定管理者制度については、地方自治法で条例により指定管理者の指定の手続や、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲などを定めるものとしているが、事業報告書の提出期限、指定管理料の支払、施設内の物品の所有権の帰属などの管理業務の実施にあたっての詳細な事項は、協定書や覚書において定められている。 しかしながら今回の監査でも複数の施設で、指定業務を第三者に委託する際は自主事業を行う際に区に事前承諾を得ていない事例、月次の管理経費等の収支状況の報告が行われていない事例など、協定書で定められた施設の管理運営が適正になされていない実態が見受けられた。 所管課が協定書に定められた指定業務等の実施状況を把握する手段として、指定管理者から提出される事業報告書がある。指定管理者においてはこの提出にあたり、指定業務等の履行を十分点検するとともに、管理経費や自主事業の収支等の報告内容について正確	今回の監査において複数の施設で、指定管理業務の第三者への委託における事前承諾を得ていない事例、月次の管理経費等の収支報告が行われていない事例など、指定管理者の施設の管理運営に係る所管課の点検・確認が十分でなかったとの指摘については真摯に受け止める。 今後は、所管課による定期的な実地調査（モニタリングを含む）を行うことにより、指定管理業務の履行状況の確認・点検や自主事業に係る事前承諾等、協定書の内容に基づく管理運営について、指導・監督を徹底する。 なお、「指定管理者に対する適切な指導・監督の徹底について」依命通達を実施したので、参考までに添付資料として提出する。

性・信頼性を高めるための確認作業を徹底されたい。そして所管課においては、事業計画書との突合や、事前に承諾が必要な事項に遺漏がないか等の確認を励行し、必要な場合は実地調査を行うなどにより施設の適切な管理運営が行われるよう指導・監督に努められたい。

(イ) 備品の管理について

指定管理者が管理する備品には、区が無償で貸与したものや、指定管理者が指定管理料で購入したものなどがあるが、いずれも協定書に管理方法が定められており、これらの管理状況は、事業報告書とともに区に報告することとなっている。

備品は、区民が施設を利用する際、頻繁に使用されるものであり、区にとって欠かせない財産である。指定管理者においては、指定管理料で購入した備品も区の財産であることを念頭に、備品の実在性、網羅性、正確性などに留意し、品目、数量、現在高等を記載した帳簿により適切な管理に努められたい。また、現物の照合の際は、経年劣化等による不具合の有無についても確認されたい。

所管課においては、指定管理者から備品購入の報告があった際は、墨田区物品管理規則に従い、速やかに区に登録シラベルを送付し、区の所有物であることを明確化するとともに、指導が徹底されるよう要望する。

備品は、区政を推進していく上で必要不可欠な資産であり、墨田区物品管理規則等の定めに基づき、適正な管理に努めているところである。

区が備品を新たに購入し、指定管理者に貸与した際は、本区の財務会計システムに登録するとともに、当該備品に本区の備品ラベルを貼付して適正に管理することとしているが、指定管理者が指定管理料で直接購入した備品についても所有権は区に帰属することから、区が購入する備品と同様に取り扱う必要がある。よって、指定管理者の購入備品については、区への迅速な報告を求め情報共有を徹底し、区の購入と指定管理者の購入の別、購入年月日、品目、数量、購入額等を記載した帳簿を備え、適正な管理に努める。



28 墨企行第261号

平成28年10月24日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 } 様

副区長 高 野 祐



指定管理者に対する適切な指導・監督の徹底について（依命通達）

平成28年度財政援助団体等監査結果において、区の公共施設の管理を行わせている指定管理者の平成27年度における出納及びその他の事務について、指定管理者の自主事業であるにもかかわらず、指定管理料の不適切な支出が行われているという昨年度と同様の指摘事項があった。また、指摘事項には至らなかったものの、実地監査で不適切な事務処理として指導・注意が行われた事項についても、昨年度と同様の内容のものが多く見られた。

昨年度に引き続き、今回の監査においてもこのような指摘事項等を受けたことは誠に遺憾なことであり、真摯に受け止め、改善を図る必要がある。

指定管理者導入施設においては、施設設置者による指定管理者に対する適切な指導・監督は不可欠であり、区は、協定書や年度ごとの覚書、指定管理者が提出した事業計画書等に基づき、公共サービスの提供や施設の維持管理・運営業務が適正かつ確実に行われているかについて定期的に確認（モニタリング）し、必要に応じて指定管理者への指導・勧告・指示等を行う責務がある。

については、各施設所管部において、「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」や、これまでの指定管理者制度の運用に関する通知等を踏まえ、指定管理者による指定管理業務が適切に行われているか改めて検査するとともに、指定管理者に対する指導等を徹底することを求める。

また、あわせて、指定管理者導入施設以外の公共施設においても、適正かつ適切な公共サービスの提供や施設の維持管理・運営業務を行うことを求めるものである。

この旨、命によって通達する。



28墨教庶第1070号

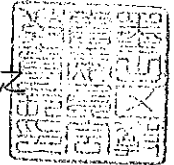
平成28年10月28日

墨田区代表監査委員

板橋 秀幸 様

墨田区教育委員会教育長

加藤 裕之



平成28年度財政援助団体等監査の結果の取扱いについて（報告）

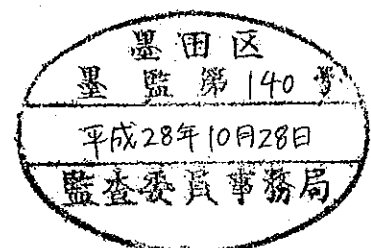
平成28年9月21日付け28墨監第109号により通知のあったことについて、別紙のとおり報告します。

【担当】

教育委員会事務局

庶務課庶務・教職員担当

上野（内線5103）



平成28年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
ア 指定管理者制度について (ア) 施設の管理運営状況の確認について 平成15年の地方自治法の一部改正で指定管理者制度が創設されて以来、区でも当制度による公の施設の管理運営は年々増加しており、平成27年4月には67施設となっている。指定管理者を更替している施設や、新たに制度を導入する施設が数あることから、当制度が一定の評価を得て、定着してきているものと言える。 指定管理者制度については、地方自治法で条例により指定管理者の指定の手続や、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲などを定めるものとしているが、事業報告書の提出期限、指定管理料の支払、施設内の物品の所有権の帰属などの管理業務の実施にあたっての詳細な事項は、協定書や覚書において定められている。 しかしながら今回の監査でも複数の施設で、指定業務を第三者に委託する際は自主事業を行う際に区に区の事前承諾を得ていない事例、月次の管理経費等の収支状況の報告が行われていない事例など、協定書で定められた施設の管理運営が適正になされていない実態が見受けられた。 所管課が協定書に定められた指定業務等の実施状況を把握する手段として、指定管理者から提出される事業報告書がある。指定管理者においては、この提出にあたり、指定業務等の履行を十分点検するとともに、管理経費や自主事業の収支等の報告内容について正確	指定管理者において、指定業務を第三者に委託する際は自主事業を行う際には、必ず区の事前承諾を得るよう指示した。 また、管理経費等の収支状況の報告についても、正確を期すよう指示した。 今後適正な施設の管理運営を行うとともに、書類に不備がないよう、引き続き指導を行っていく。

性・信頼性を高めるための確認作業を徹底されたい。そして所管課においては、事業計画書との突合や、事前に承認が必要な事項に遺漏がないか等の確認を励行し、必要な場合は実地調査を行うなどにより施設の適切な管理運営が行われるよう指導・監督に努められたい。

(イ) 備品の管理について

指定管理者が管理する備品には、区が無償で貸与したものや、指定管理者が指定管理料で購入したものなどがあるが、いずれも協定書に管理方法が定められており、これらの管理状況は、事業報告書とともに区に報告することとなっている。

備品は、区民が施設を利用する際、頻繁に使用されるものであり、区にとって欠かせない財産である。指定管理者においては、指定管理料で購入した備品も区の財産であることを念頭に、備品の実在性、網羅性、正確性などに留意し、品目、数量、現在高等を記載した帳簿により適切な管理に努められたい。また、現物の照合の際は、経年劣化等による不具合の有無についても確認されたい。

所管課においては、指定管理者から備品購入の報告があった際は、墨田区物品管理規則に従い、速やかに区に登録しラベルと送付し、区の所有物であることを明確化するとともに、指導が徹底されるよう要望する。

指定管理者に対して、常に備品と備品台帳を突合し、備品類の適正な管理をするよう指示した。

また、指定管理者が備品を購入した際は、速やかに登録するとともに、備品ラベルの貼付など適正な管理を指示した。

今後も墨田区物品管理規則を遵守するとともに、指定管理者に対して備品の適正な管理を指導していく。

隅田公園少年野球場の利用休止について

1 理由

隅田公園少年野球場の観客席は老朽化が進み、改修が必要な状態となっている。この度、改修工事を行うため、同野球場の利用を休止する。

2 休止する施設

隅田公園少年野球場（向島五丁目6番13号）

3 利用休止期間

平成29年2月1日（水）～平成29年3月17日（金）

4 区民への周知

区のお知らせ及び公共施設利用システムのお知らせにより周知する。

第28期墨田区スポーツ推進委員の退任について

1 趣旨

平成28年11月30日付けで、第28期墨田区スポーツ推進委員を退任とする。

2 退任者

国広 百合人（くにひろ ゆりと）

3 退任期日

平成28年11月30日

4 根拠

墨田区スポーツ推進委員選考基準要綱第4条1号

行政財産使用許可について（中和小学校外2校）

1 理由

平成28年11月4日付けで、株式会社ジェイコム東京すみだ・台東局より、中和小学校外2校の土地に係る行政財産使用許可申請があった。申請の内容について確認したところ、墨田区公有財産管理規則第21条の2第2号に該当し、学校の管理運営上支障が認められないため、行政財産使用許可を行うこととした。

2 財産の表示

NO	学校名	所在地	種類	面積 (㎡)
1	中和小学校	墨田区菊川一丁目29番6	土地	0.58
2	両国小学校	墨田区両国四丁目26番	土地	0.58
3	八広小学校	墨田区八広五丁目118番6	土地	0.41

3 使用を許可する相手

住所 東京都墨田区堤通一丁目19番9号
 リバーサイド隅田セントラルタワー8階
 氏名 株式会社ジェイコム東京すみだ・台東局
 局長 池田 将人

4 使用目的

電源供給器設置の用に供するため

5 行政財産使用許可期間

平成28年12月1日から平成30年11月30日まで

6 使用料

月額4,131円（月額1,377円×本柱3本）

公園の占有料との整合性を図るため、墨田区立公園条例第12条第1項の規定に基づき算出した額とした。

7 関係資料

別紙のとおり

①地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第7項

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4第7項

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

②墨田区公有財産管理規則（昭和39年墨田区規則第12号）第21条の2第2号

（使用の許可）

第21条の2 法第238条の4第7項の規定により、行政財産の使用を許可することができる場合は、次のいずれかに該当するときに限るものとする。

(2) 運輸、電気、水道又はガス供給事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合

③墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）第12条第1項

（占用料）

第12条 公園を占用する者からは、別表第4の範囲内で規則で定める占用料を徴収する。

別表第4

（平16条10・全部改正、平19条11・平22条12・平25条22・平27条14・平28条21・一部改正）

公園の占用料

種別	単位	金額	
電柱、標識	1本、1月	1,377円	
水道管、下水管、ガス管、電線	1メートル、1月	612円	
鉄塔	1平方メートル、1月	1,020円	
変圧塔、マンホール類	1か所、1月	1,020円	
郵便差出箱、信書便差出箱	1か所、1月	408円	
公衆電話所	1か所、1月	1,020円	
地下の占用物件	1平方メートル、1月	地上露出部分	721円
		地下部分	308円
高架の占用物件	1平方メートル、1月	510円	
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル、1月	823円	
写真撮影のための常時占用	撮影機1台、1月	8,160円	
写真撮影のための臨時的な占用	1回(1時間以内)	12,750円	
その他の占用	1平方メートル、1日	34円	

行政財産使用許可書

住所 東京都墨田区堤通一丁目19番9号
 リバーサイド隅田セントラルタワー8階
 氏名 株式会社ジェイコム東京すみだ・台東局
 局長 池田 将人

平成28年11月4日付けをもって申請のあった墨田区行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

平成28年11月28日

墨田区教育委員会

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

NO	学校名	所在地	種類	電柱	面積(m ²)
1	中和小学校	墨田区菊川一丁目29番6	土地	1	0.58
2	両国小学校	墨田区両国四丁目26番	土地	1	0.58
3	八広小学校	墨田区八広五丁目118番6	土地	1	0.41

使用部分 別紙図面のとおり

(用途)

第2条 使用者は、使用物件を電源供給器設置の用に供しなければならない。

(使用期間及び更新をする場合の申請)

第3条 使用期間は、平成28年12月1日から平成30年11月30日までの期間とする。

2 前項の使用期間を更新しようとするときは、使用期間満了日の3月前までに書面をもって墨田区教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は、月額4,131円（本柱は1本につき1,377円）とし、墨田区の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに納入しなければならない。

2 指定する納入期限までに使用料を納入しないときは、その納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該使用料の金額につき年14.6%（納付期限の翌日から1月を経過する期間については、年7.3%）の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(使用料の改定)

第5条 経済事情の変化、不動産価格の変動等により使用料の額が不相当になったときは、これを改定することができる。

(経費の負担等)

第6条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、当該使用物件に付帯する電話、暖房、電気、ガス及び水道等の諸設備の実費を負担しなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、使用物件の現状を変更し、若しくは使用物件に修繕を加え、又は使用物件に工作物を設置してはならない。ただし、あらかじめ詳細な理由を付した書面をもって墨田区教育委員会に申請し、その承認を受けたときは、この限りでない。

(転貸譲渡の禁止)

第8条 使用者は、使用許可に基づく権利を担保に供し、若しくは第三者に譲渡し、又は使用物件を転貸してはならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第9条 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該使用許可を取消し又は変更することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- (2) 使用物件の管理が良好でないと認められるとき。
- (3) この許可条件に違反する行為があると認めるとき。

(損失の不補償及び使用料の不還付)

第10条 前条の規定により、使用許可の取消し又は変更をした場合において、使用者に損失が生じたとしてもその補償をしない。

- 2 既に納めた使用料は還付しない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときはその全部又は一部を返還することができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、使用期間が満了したとき、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間の途中で使用物件を返還しようとするときは、指定された期日までに当該使用物件を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責に帰する理由によって使用物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該物件の損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。ただし、使用者の負担において、原状に回復したと認められたときは、この限りでない。

- 2 前項に定めるものを除くほか、使用者は、この許可条件に違反したため区に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

3 前2項の損害賠償金の額は、墨田区教育委員会が算定した額とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用者は、使用物件の維持、保存、改良のため支出した有益費、必要費その他の費用については、これを請求しないものとする。

(実地調査等)

第14条 墨田区教育委員会が使用物件について実地に調査し、又は所要の報告を求めた場合は、使用者は、この調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(疑義の決定)

第15条 この許可条件について疑義があるとき又は定めのない事項については、協議のうえ墨田区教育委員会が決定する。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区教育委員会となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

3 当分の間、第4条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

行政財産使用許可申請

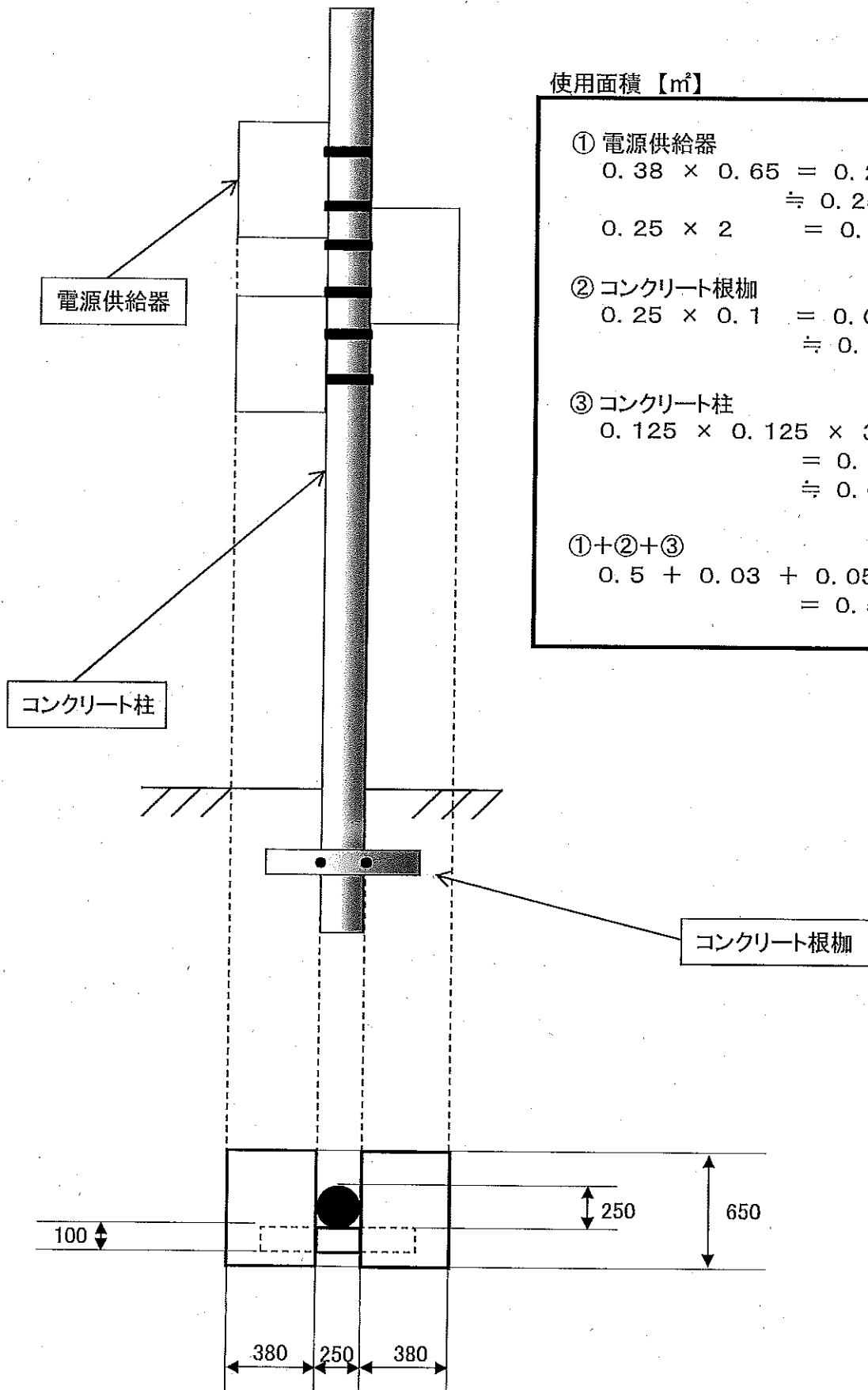
設置場所：

中和小学校

地 番：墨田区菊川一丁目29番6（住所表記：菊川1-18-10）



行政財産使用面積 積算



使用面積【㎡】

① 電源供給器

$$0.38 \times 0.65 = 0.247$$

$$\approx 0.25 \text{ ㎡}$$

$$0.25 \times 2 = 0.5 \text{ ㎡}$$

② コンクリート根柢

$$0.25 \times 0.1 = 0.025$$

$$\approx 0.03 \text{ ㎡}$$

③ コンクリート柱

$$0.125 \times 0.125 \times 3.14$$

$$= 0.049 \text{ ㎡}$$

$$\approx 0.05 \text{ ㎡}$$

①+②+③

$$0.5 + 0.03 + 0.05$$

$$= 0.58 \text{ ㎡}$$

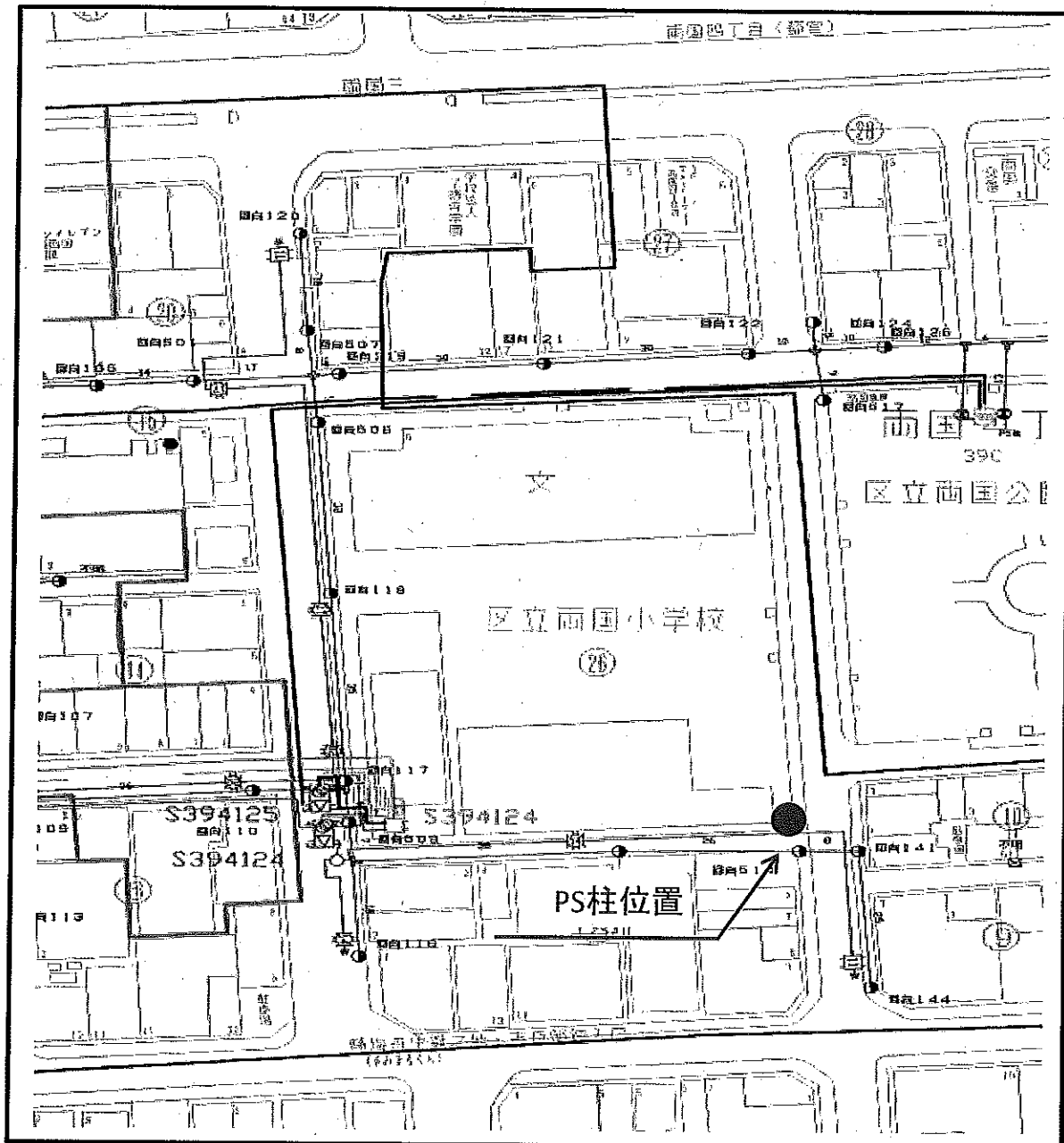
行政財産使用許可申請

設置場所：

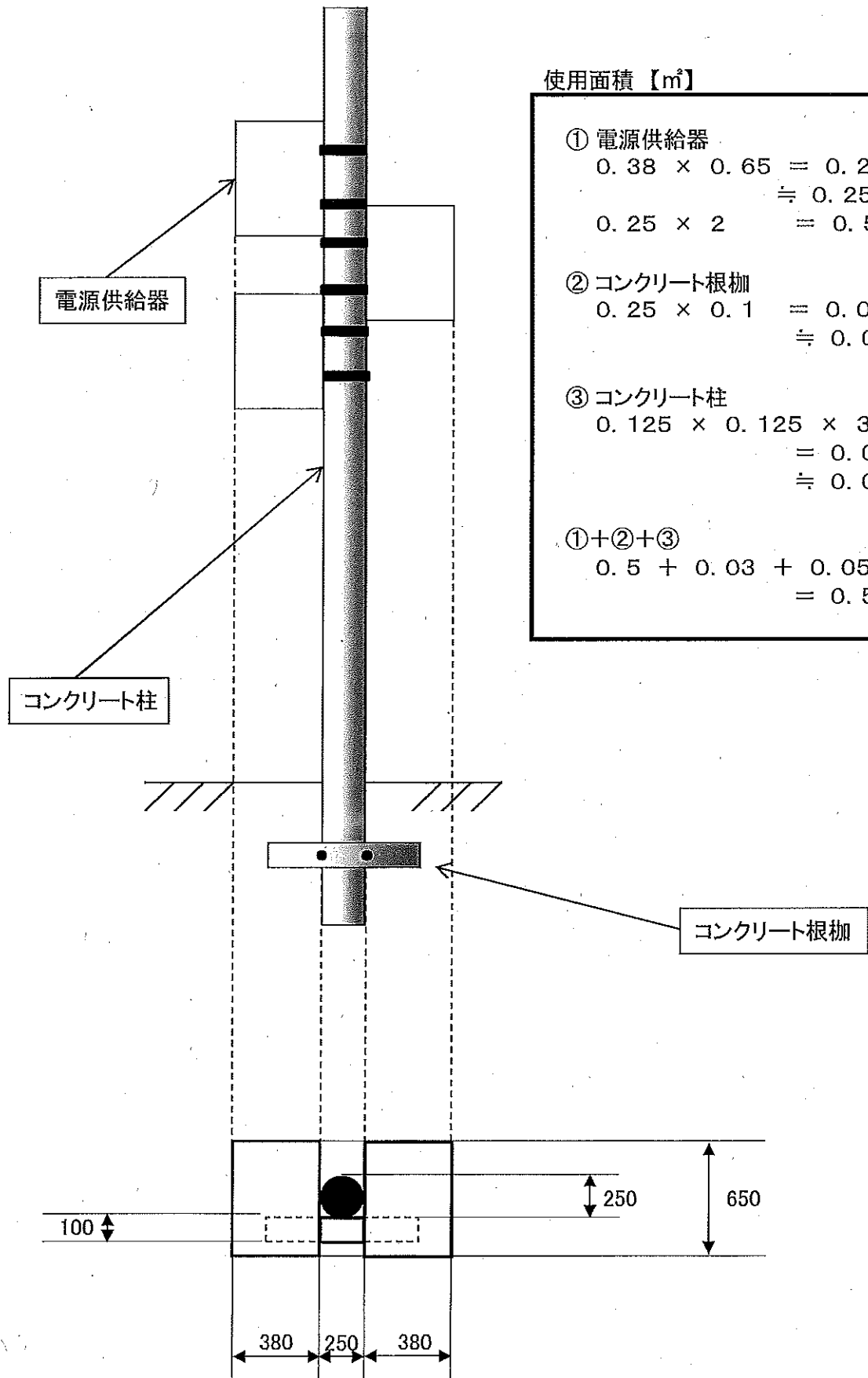
両国小学校

地番：

墨田区両国四丁目26番（住所表記：両国4-26-6）



行政財産使用面積 積算



使用面積【㎡】

① 電源供給器

$$0.38 \times 0.65 = 0.247$$

$$\div 0.25 \text{ ㎡}$$

$$0.25 \times 2 = 0.5 \text{ ㎡}$$

② コンクリート根枷

$$0.25 \times 0.1 = 0.025$$

$$\div 0.03 \text{ ㎡}$$

③ コンクリート柱

$$0.125 \times 0.125 \times 3.14$$

$$= 0.049 \text{ ㎡}$$

$$\div 0.05 \text{ ㎡}$$

①+②+③

$$0.5 + 0.03 + 0.05$$

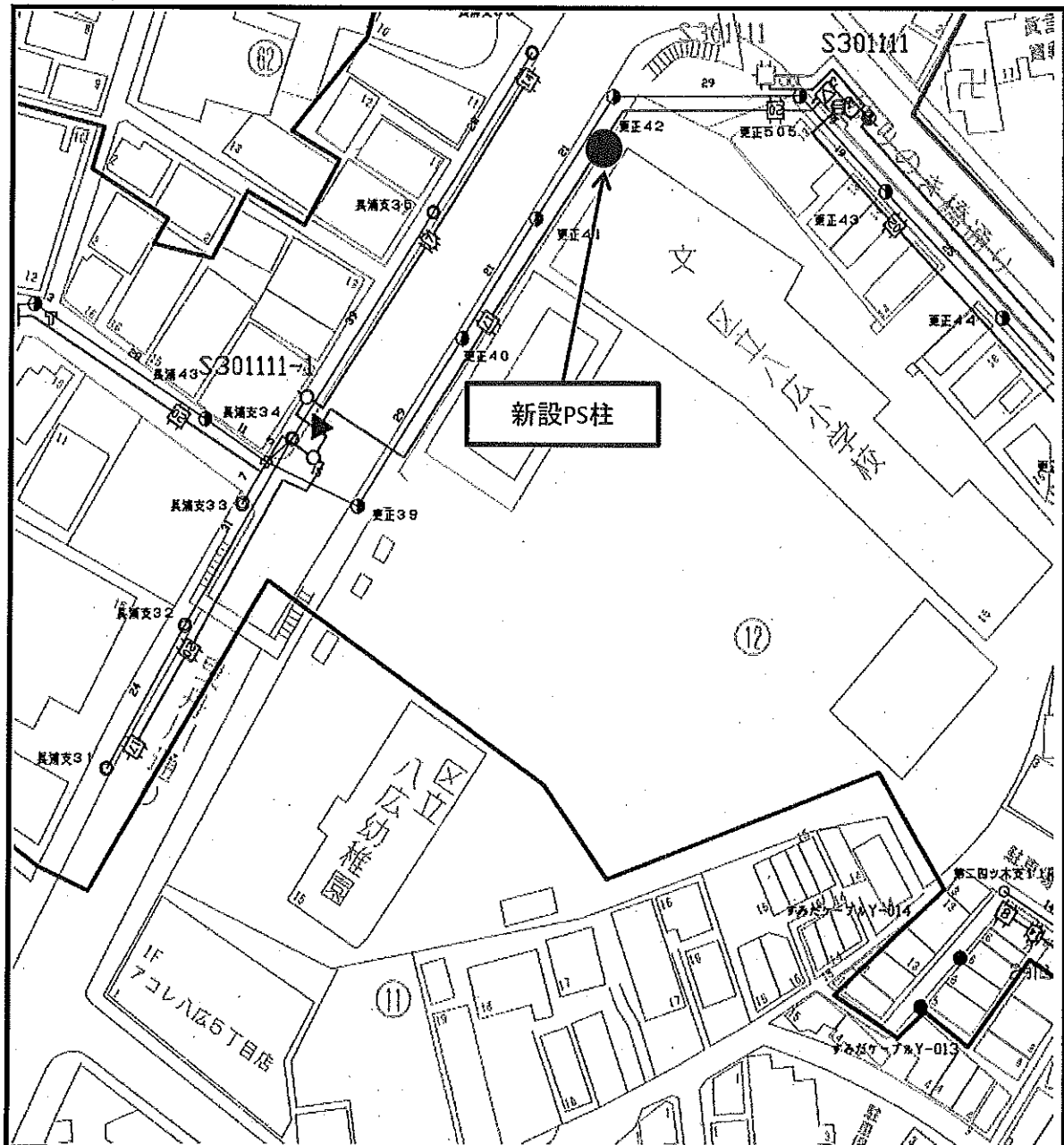
$$= 0.58 \text{ ㎡}$$

行政財産使用許可申請

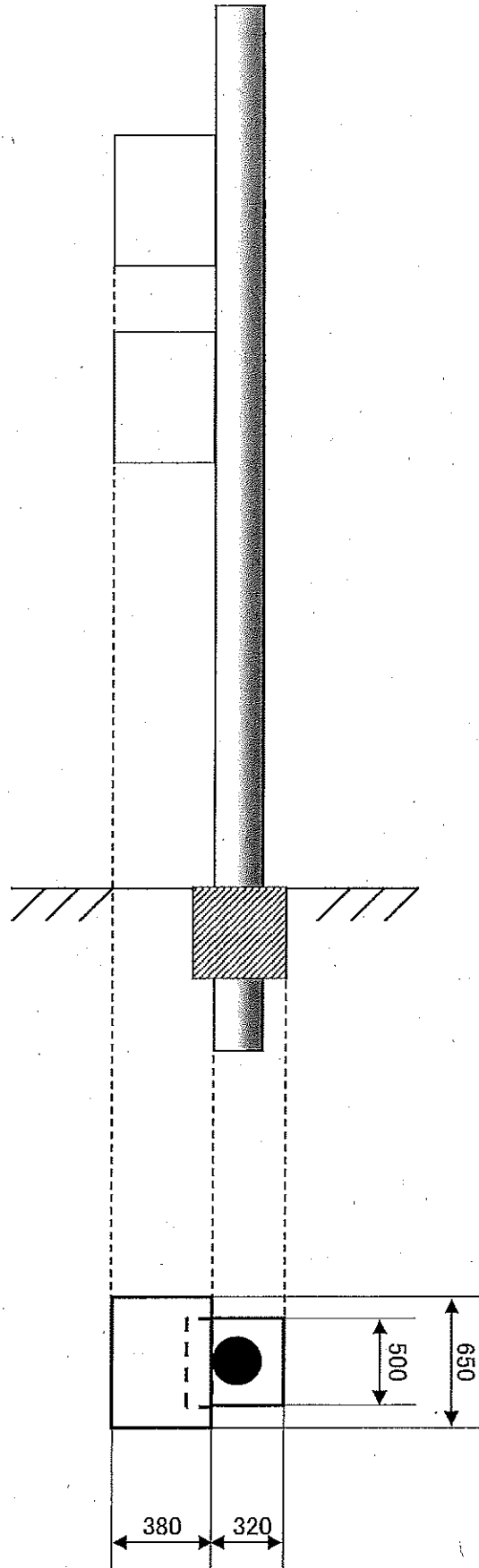
設置場所：

八広小学校

設置場所： 墨田区八広五丁目118番6（住所表記：八広5-12-15）



行政財産使用面積 積算



使用面積【㎡】

$$\begin{aligned} \textcircled{1} 0.32 \times 0.5 &= 0.16 \\ \textcircled{2} 0.65 \times 0.38 &= 0.247 \\ &\approx 0.25 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{1} + \textcircled{2} \\ 0.16 + 0.25 &= 0.41\text{㎡} \end{aligned}$$

行政財産使用許可申請書

平成 28 年 11 月 4 日

墨田区教育委員会 様

住所 東京都墨田区堤通一丁目 19 番 9 号
リバーサイド隅田セントラルタワー 8 階
氏名 株式会社ジェイコム東京 すみだ営業所
局長 池田 将人

下記のとおり墨田区行政財産の使用許可を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

使用物件	所在地	墨田区菊川一丁目 29 番 6 外 2 箇所
	種類	土地
	名称	中和小学校 外 2 校
	数量	電柱 3 本 使用面積 1.57㎡
	使用部分	別紙のとおり
使用期間		平成 28 年 12 月 1 日から 平成 30 年 11 月 30 日まで
使用目的		電源供給器設置のため
備考		担当者 東京都台東区今戸 1-14-4 株式会社ジュピターテレコム 関東東技術センター 施設管理グループ 芦原 勝也 TEL: 03-6796-7200



使用物件内訳

No.	学校名	所在	種類	電柱(本)	※面積(m ²)
1	中和小学校	墨田区菊川一丁目29番6	土地	1	0.58
2	両国小学校	墨田区両国四丁目26番	土地	1	0.58
3	八広小学校	墨田区八広五丁目118番6	土地	1	0.41
合計				3	1.57

※電柱一本あたりの面積 別紙参照

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 } 様

選挙管理委員会事務局
局長 小久保 明
(公印省略)

墨田区選挙管理委員会委員長及び同職務代理の就退任について（通知）

このことについて、下記のとおり就退任がありましたので通知いたします。

記

新旧別	職 名	氏 名	就退任年月日
新	委 員 長	まつ の ひろ こ 松 野 弘 子	平成 28 年 12 月 3 日 就任
	委 員 (委員長職務代理)	きた むら けんいちろう 北 村 研一郎	平成 28 年 12 月 3 日 就任
旧	委 員 長	まつ もと のり よし 松 本 紀 良	平成 28 年 12 月 2 日 退任
	委 員 (委員長職務代理)	まつ の ひろ こ 松 野 弘 子	平成 28 年 12 月 2 日 退任

これに伴い、本区選挙管理委員会の構成は次のとおりです。

職 名	氏 名	所属政党等	住 所
委 員 長	まつ の ひろ こ 松 野 弘 子	無 所 属	墨田区 墨田 三丁目 30 番 7 号
委 員 (委員長職務代理)	きた むら けんいちろう 北 村 研一郎	無 所 属	墨田区東向島一丁目 1 番 23 号
委 員	で わ くに お 出 羽 邦 夫	自由民主党	墨田区 八広 四丁目 34 番 6 号
委 員	まつ もと のり よし 松 本 紀 良	公 明 党	墨田区 押上 三丁目 31 番 11 号

※本通知は、各部庶務担当課あてに送付しております。

平成 28 年度インフルエンザの感染状況

1 概 況

東京都においては、平成 28 年 9 月 9 日に足立区で都内初の学級閉鎖が実施された。その後、東京都では平成 28 年 11 月 24 日にインフルエンザの流行開始（前年度は平成 28 年 1 月 14 日）を発表した。

2 流行の型

本年度のインフルエンザの流行は、現在のところ、昨年同様 AH3 亜型（A 香港型）が中心（87.5%）である（11 月 24 日付東京都福祉保健局プレス発表より）。

3 墨田区の状況

(1) 初発の時期

本年度は、平成 28 年 12 月 5 日に第二寺島小学校で区内初の学級閉鎖を実施した。

昨年度は、平成 28 年 1 月 18 日に言問小学校が区内初の学級閉鎖を実施し、最終的（平成 28 年 3 月 15 日付）には小学校 19 校が学級閉鎖を実施した。

(2) 初発から 12 月初旬までの発生状況比較

墨田区		平成 27 年度	平成 28 年度
学校閉鎖	学校数	0 校	0 校
	学級数	0 クラス	0 クラス
	欠席者数	0 人	0 人
学年閉鎖	学校数	0 校	0 校
	学年数	0 学年	0 学年
	学級数	0 クラス	0 クラス
	欠席者数	0 人	0 人
学級閉鎖	学校数	0 校	※ 1 校
	学級数	0 クラス	1 クラス
	欠席者数	0 人	6 人

※第二寺島小学校（平成 28 年 12 月 5 日時点）。

中学校においては、昨年の同時期及び現在のところ学級閉鎖はない。

4 その他

今後のインフルエンザ流行による学級閉鎖の状況につきましては、メールにて送付させていただきます。